## 厚生労働省委託事業(無料相談)

令和3年度 開催分

## 「働き方改革に関する出張相談会」のご案内

「年次有給休暇の確実な取得」、「時間外労働の上限規制」、2021年4月より「正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止」が中小企業も対象となりました。今後、2023年4月には「中小企業の月60時間超の残業の割増賃金率引上げ」と働き方改革関連法が順次施行されます。厚生労働省・岐阜労働局では、企業の皆様の新たな取り組みや従業員の働きやすい職場づくり等、各種相談に応ずるため、商工会議所・地域自治体と連携した「出張相談会」を下記のとおり開催致します。どの様な相談にも応じますので、是非この機会をご活用ください。

# 瑞浪商工会議所出 張 相 談 会

#### ◆実施日

令和3年 9月22日(水), 11月24日(水) 令和4年 1月26日(水)

◆相談時間

上記の各日とも、10時00分~15時00分 (1社あたり30分程度)

◆相談会場

上記の各日とも、瑞浪商工会議所 1階 相談室 (瑞浪市寺河戸町1043-2)

このチラシに関するお問い合わせ・お申し込みは

瑞浪商工会議所 🛱 0572-67-2222 FAX 0572-67-2230

- ◇ 申込み方法は、裏面をご覧ください。
- ◇ 原則は事前申込をいただくこととしていますが、事前申込が「無い」場合であって もご相談は受けられますので、お気軽にご利用ください。
- ◇ 本相談会のほかに、無料専門家派遣制度もございますので、お気軽にお問い合わせください。

主催 岐阜労働局 雇用環境・均等室 協賛 瑞浪商工会議所、瑞浪市

### FAX 0572-67-2230

## 厚生労働省 委託事業 (無料相談) 「働き方改革に関する出張相談会」事前申込書

以下の申込書に必要事項をご記入の上、瑞浪商工会議所まで FAXでお申し込みください。

※原則、申込完了の連絡は致しませんので、ご了承ください。

	※出張相談実施日のうち、希望する日をご記入ください。			
希望日	月		日	
	※相談実施時間のうち、希望する時間帯をご記入ください。(例:14時00分)			
希望時間帯	時		分	(30分程度)
	(ご希望の時間帯に多数お申し込みいただいた場合、調整のご連絡をいたします)			
相談内容	※相談したい内容をご記入ください。			
会社名				
所在地	₹			
TEL		FAX		
ふ り が な 出 <b>席者名</b>				

